

国民健康保険税の軽減及び課税限度額について

所得が一定以下の世帯に対する軽減制度

国民健康保険税には、前年中の世帯の所得が一定の基準以下の場合に、均等割額の7割、5割または2割を減額する軽減制度があります。

■適用されるのは？

世帯主(擬制世帯主を含む。)及び被保険者(令和2年4月1日時点で16歳未満のかたを除く。)全員が、前年中の所得について申告(所得税の確定申告または市民税・県民税の申告)を済ませている世帯に限ります。前年中の所得が全くなかったかたや、障害年金などの非課税所得のみのかたも適用を受けるには市民税・県民税の申告が必要となります。

※擬制世帯主とは・・・

世帯主が会社等の健康保険に加入しているかたでも、同じ世帯に国民健康保険に加入しているかたがいる場合には、世帯主が納税義務者となります。このような世帯主を「擬制世帯主」といいます。

※軽減の適用を受けるには、世帯主及び被保険者全員の所得を申告する必要があります。税制度上の家族の扶養に入っているかたも申告をしてください。一人でも所得の申告がない場合は、この軽減措置を受けることができません。

※所得の申告をしているかたで減額の対象となる世帯の場合は、改めて申請しなくても、国民健康保険税が減額されます。

国民健康保険税の軽減割合

基準となる所得金額	軽減割合
世帯の所得の合計額が33万円以下	7割軽減
世帯の所得の合計額が{33万円+(28万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者数)}以下	5割軽減
世帯の所得の合計額が{33万円+(52万円×被保険者及び特定同一世帯所属者数)}以下	2割軽減

※特定同一世帯所属者▶国保から後期高齢者医療保険制度に移行したかたで、継続して同一の世帯に属するかた

軽減後の均等割額

区分	基礎課税分(医療分)	後期高齢者医療支援金分	介護納付金分
軽減がない場合	23,700円	14,100円	14,700円
7割軽減後の額	7,110円	4,230円	4,410円
5割軽減後の額	11,850円	7,050円	7,350円
2割軽減後の額	18,960円	11,280円	11,760円

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置

■対象者は？

事業所の倒産や事業主の都合による解雇などにより離職となった、次の①または②として失業等給付を受けるかたです。失業した時点で65歳未満のかたは、国民健康保険税が申告により軽減されます。

①雇用保険の特定受給資格者

(離職理由コード▶11・12・21・22・31・32)

(例 倒産・解雇などによる離職者)

②雇用保険の特定理由離職者

(離職理由コード▶23・33・34)

(例 雇い止めなどによる離職者)

■軽減割合は？

国民健康保険税の所得割額は、前年中の所得により算定されます。

軽減に該当したかたは、前年中の給与所得を100分の30として算定します。

■軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

なお、国民健康保険に加入中は対象となりますが、他の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

■軽減を受けるには？

次のものを持参のうえ、「特例対象被保険者等に係る申告書」を保険年金課へ提出してください(申告書は市役所にあります)。

申告に必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・国民健康保険被保険者証

課税限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、令和2年度から白岡市国民健康保険税の課税限度額が引き上げられます。

国民健康保険税課税限度額

	変更前	変更後	増減
基礎課税分(医療分)	61万円	63万円	2万円増
後期高齢者医療支援金分	19万円	19万円	変更なし
介護納付金分(40歳～65歳未満)	16万円	17万円	1万円増
計	96万円	99万円	3万円増